

稲荷緑地の維持保全に関する協定書

羽村市（以下「甲」という。）と稲荷緑地の会（以下「乙」という。）は、稲荷緑地の維持保全について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙との協働により、稲荷緑地の魅力を高め、誰もが気持ちよく利用出来る緑地となるように、自然環境に配慮した維持保全を推進していくことを目的とする。

（対象地）

第2条 羽村市内にある立川崖線のうち、羽村市羽中三丁目から羽村市羽東三丁目の地区内に存する「稲荷緑地」と呼称される樹林地帯を対象地とする。

（甲の役割）

第3条 甲は、乙に対して、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 稲荷緑地の維持保全に必要な道具等の貸与及び保管場所の確保
- (2) 苗木、肥料、柵、杭等の原材料及び消耗品の提供
- (3) 稲荷緑地に関する情報提供
- (4) 乙の活動により生じた廃棄物の処分
- (5) 市民、地元町内会、企業ボランティアなどに対する稲荷緑地の維持保全活動への参加の呼掛け
- (6) その他稲荷緑地の維持保全に必要な事項

2 甲は、対象地内での維持保全作業等を実施する際は、事前に乙と調整するものとする。

（乙の役割）

第4条 乙は、対象地内において次に掲げる活動を行うものとし、いずれかの業務を原則として月1回以上行うものとする。但し、天候等の理由により活動が困難と判断される場合は、甲、乙協議の上、中止又は延期出来るものとする。

- (1) 樹木の剪定及び伐採
- (2) 除草及び清掃
- (3) 樹木・草花の植栽及び保全
- (4) 維持管理に関する調査及び研究

2 乙は、前項の活動について、甲と情報共有するために、毎年度、年間活動計画及び活動実績を作成するものとする。

3 乙は、作業を行う際には、事前に日時、内容等について、甲と調整するものとする。

(樹木伐採等に伴う発生材の処理)

第5条 前条第1項第1号による発生材については、原則として、対象地内の施設部材(土留め等)に利用し、甲が利用する以外の発生材については、甲は乙に無償提供できるものとする。

(責任分担)

第6条 活動中の事故は、甲に故意又は過失がある場合を除き、乙の責任において対応する。
2 苦情および第三者との紛争については、甲、乙協議のうえ、対応するものとする。

(有効期限)

第7条 この協定の有効期限は、協定締結日から令和4年3月31日とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれかから書面による解約の申し出がない場合は、さらに1年間継続するものとし、以降も同様とする。

(疑義等の協議)

第8条 この協定の各条項等の解釈について疑義が生じたとき、またはこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保持するものとする。

令和2年2月28日

甲 羽村市

代表者 羽村市長 並 木 心



乙 稲荷緑地の会

代表者 会 長 吉 澤 則 明

